

平成15年度予算総額

85億2,573万8千円



平成15年度の一般会計をはじめ特別会計・事業会計の6会計予算が、3月定例町議会で議決されました。一般会計予算は47億5,000万円で、前年度に比べ27.3%の増となりました。また、ほかの会計予算は、前年度に比べ15.0%増の37億7,573万8千円と決めました。

会計別予算規模(率は前年比)

会計区分	予算額	前年比
一般会計	47億5,000万円	27.3%
特別会計	老人保健	7億8,200万円 1.3%
	国民健康保険	8億500万円 7.8%
	介護保険	4億7,870万円 3.7%
	下水道事業	13億1,873万1千円 57.5%
水道事業会計	3億9,130万7千円 9.1%	
合計	85億2,573万8千円	21.6%

町税の内訳 15億9,701万9千円		町民一人当たりの納める税金・使われる予算 町の人口 11,691人(平成15年3月1日現在)	
町民税 (内法人町民税)	4億8,807万3千円 (1億3,316万3千円)	納める税金(法人分含む) 総額 136,602円	
固定資産税	10億3,356万8千円	町民税	41,748円
軽自動車税	1,804万5千円	軽自動車税	1,543円
町たばこ税	5,733万1千円	固定資産税	88,407円
特別土地保有税	2千円	町たばこ税	4,904円
		使われる予算 総額 406,295円	
		議会費	6,815円
		土木費	30,540円
		総務費	164,245円
		消防費	16,896円
		民生費	60,276円
		教育費	50,302円
		衛生費	31,570円
		公債費	30,602円
		農林水産業費	10,832円
		その他	4,217円

町債(地方債)

町債は、地方公共団体の財政収入の中で大切な財源であり、当該公共財産の事業効果が後世の住民に及ぶ場合には、税の公平性の観点から地方債を起し、後年度にも繰り延べて支払うのが適当であると考えられます。

また、町債を起す場合には議会において予算審議を受け、さらに無理な負担を将来に残さないように適正限度を保持させるため、

総務大臣および県知事との協議が必要となります。さらに、町債には国が補てんすべきものも多く、元利償還金の一部が財政力に応じて地方交付税として国より算入されています。

なお、本町の町債の現在高の状況を13年度決算ベースで人口一人当たりの現在高に換算しますと県内70市町村で低い方から数えて4番目となっております。財産とのバランスからみても、計画的な財

政運営が行われたからであると認められます。

地方交付税

市町村の財政力に応じて国から交付されるお金。財政力が弱いほど交付額が多くなります。

国庫・県支出金

町が行う特定の事業に対して国や県が交付する補助金などです。

公債費

町の借金である町債などの償還金です。